

令和5年

健康福祉委員会

3月7日

豊明市議会

健康福祉委員会会議録

令和5年3月7日

午前10時00分 開会

午前11時42分 閉会

1. 出席委員

委員長	近藤善人	副委員長	堀内ちほ
委員	中村めぐみ	委員	近藤ひろひで
委員	近藤郁子	委員	月岡修一
委員	一色美智子		
議長	三浦桂司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅井俊一	議事課長	塚谷友昭
庶務担当係長	福田悦子	議事担当係長	寺島慎二

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	土屋正典
健康福祉部長	中村泰正	地域福祉課長	近藤有紀子
長寿課長	伊神竜一	健康推進課長	川原静恵
こども保育課長	塚本由佳	指導保育士	柴田美由紀
保険医療課長	伊藤克代	子育て支援課長	松村清子

5. 傍聴議員

いとうひろし	服部龍一	林ゆきひろ	ごとう学
郷右近修	宮本英彦	鶴飼貞雄	毛受明宏
近藤千鶴	ふじえ真理子		

6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○健康福祉委員長（近藤善人議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまから健康福祉委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の健康福祉委員会に付託されました案件は17の議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（三浦桂司議員） 議案は17件ありますけども、8件が財産の無償譲渡ですので、その点御理解していただいて、慎重審議よろしくお願い申し上げます。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

事前に提出していただきました資料要求書についてお諮りいたします。

議案第15号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について、中村委員から、令和5年

度国保税率（改正案）での影響についてまとめたモデルケースの資料についての資料請求がありました。

中村委員より資料請求の趣旨説明をお願いいたします。

中村委員。

○中村めぐみ委員 議案第15号の健康保険……。

（聞こえないの声あり）

（聞こえませんの声あり）

（大きな声での声あり）

○中村めぐみ委員 議案第15号の国民健康保険税条例で、多分毎年大体のケースのモデルケースの資料を出していただいていたと思うんですけど、今回なかったの、分かりやすくやっぱり所得の部分を見たいので、出していただけると助かります。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 当局において資料は用意できますか。

伊藤保険医療課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 用意できます。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） お諮りいたします。

本委員会として資料要求をすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 賛成多数であります。

当局においては速やかに資料用意をお願いいたします。

では、事務局において配付願います。

（事務局資料配付）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 初めに、議案第12号 豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

近藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（近藤有紀子君） それでは、議案第12号 豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、生活保護法に基づく保護に準じた保護を受けている外国人への医療扶助のオンライン資格確認等の実施のための関係規定を整理する必要があるか

らです。

改正内容の説明につきましては、2枚目を御覧ください。

個人番号の利用範囲について定めている別表第1につきまして、関連規則で定めた審査事務についての項目を加えます。

同じく別表第2につきましては、関連規則に定めた事務と地方税関係情報についての項目を加えます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今回改正するに当たり、どのように変わるのか詳しくお願いします。また、生活保護法自体も変わっているのでしょうか。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

近藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（近藤有紀子君） 今回の改正につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、外国人は保護に準じた保護となるための独自利用としての取決めが必要となるために改正するものでございます。

具体的には、今回の改正によりまして、外国人への保護の実施に関するマイナンバーを活用した事務ができるようになることと、生活保護受給中の外国人につきまして、医療機関に行く際にマイナンバーカードを持っていれば保険証的な利用ができ、受診がスムーズになるということになります。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

近藤課長。

○地域福祉課長（近藤有紀子君） 説明し忘れました。

生活保護法自体につきましては、もう既にマイナンバーの利用に関しましては国のほうで制度改正が進められておりますので、特に大きく変わるものではございません。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 これに当たる対象の外国人の人数、お願いします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

近藤課長。

○地域福祉課長（近藤有紀子君） 生活保護世帯が直近で246世帯ございますが、その8.5%に当たる21世帯が外国人世帯となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 医療扶助のオンライン資格確認等とあるんですけども、多分医療は健診とか薬の情報等が確認できるものだったと思うんですけども、今回この課税状況で、地方税関係情報が確認できるようになるみたいなんですけれども、規則で定める地方税関係情報について、詳しくお願いします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

近藤課長。

○地域福祉課長（近藤有紀子君） 生活保護の受給に関しましては、扶養調査ですとか課税状況調査、資産確認等も必要となっております。ですので、地方税関係情報とは、それに関連した収入ですとか所得情報です。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 保険証の廃止が多分24年の秋と言われているんですけども、今回のこの改正をすることによって、強制的にマイナンバーをつくるような流れにはなっていくのでしょうか。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

近藤課長。

○地域福祉課長（近藤有紀子君） 今回の改正につきましては、委員がおっしゃられたとおり、国のほうの制度改正に合わせまして段階的に準備を進めているものでございます。生活保護世帯、外国人世帯のマイナンバー取得に関しまして、強く取得を進めるような国の通知は出ておりませんので、今のところは国の指示に従って動いているところでございます。今後もそうした指示に従い要請していく予定でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今現在、生活保護を受けている人にはどのような流れで説明、確認をして進めていくのでしょうか。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

近藤課長。

○地域福祉課長（近藤有紀子君） 今現在受給されている方、外国人世帯も含めて、マイナンバーカードの取得率は40%程度でございます。機会を見てそういったことも声かけはしていきますが、決して強制はしていくものではないと思っておりますので、今後も国の指示に従い対応していく予定をしております。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 なので、今現在じゃなくて、これから新規で生活保護を受ける人にはどのような説明をして確認を、その方に確認を取って進めていくのか。今度新規の方の流れをお願いします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

近藤課長。

○地域福祉課長（近藤有紀子君） これも先ほどから申し上げているように、強制するものではございません。ただ、医療機関受給の際には、マイナンバーカードを持つことによって一定程度利用が簡便になる場所もございますので、そういったメリットも含めた上で説明をしていく予定です。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 賛成の立場で討論をします。

段階的というところが気にはなる、かなり気にはなるんですけども、外国人の方への対応なので、しっかりと、マイナンバーをつくってくださいねじゃなくて、つくらなくても、保険証がなくても、今までどおり受給証とかが発行できたりすればというような説明をしっかりと丁寧にしていただいて、個人の方に選択をしていただくような流れをしっかりと

りつくっていただいて、また、個人情報の保護のほうにも、個人情報の保護も徹底していただきたいなと思います。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第12号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

伊藤保険医療課長。併せて資料説明もお願いいたします。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、議案第15号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、国民健康保険税の適正化を図るため、及び地方税法等の一部改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、改正内容を御説明いたしますので1枚おめくりください。また、新旧対照表、及び本会議場にて初日に机上配付いたしました資料ナンバー1も併せて御覧ください。

今回の改正では、国民健康保険税の課税限度額及び税率等の改定がその主な内容でございます。

まず、第2条第2項ただし書における医療分基礎課税額の課税限度額63万円を65万円に、同条第3項ただし書の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額19万円を20万円に改めます。この改正により、課税限度額については、いずれも国が定める金額と同額となります。

次に、第3条第1項から第11条までが税率等の改定部分です。第3条第1項、医療分基礎課税額の所得割率を100分の6.4に、第4条、均等割額を2万5,000円に、第6条、後期高齢者支援金分の所得割率を100分の2.05に、第7条、均等割額を7,500円に、第8条、平等割額を6,100円に、第9条、介護納付金分の所得割率を100分の1.75に、第10条、均等割額を8,800円に、第11条、平等割額を5,100円にそれぞれ改定いたします。

また、第23条第1項において、低所得世帯に対する均等割額、平等割額の軽減額を、同条第2項においては未就学児の均等割額の軽減額を併せて変更いたします。

なお、附則としまして、この条例は令和5年4月1日より施行し、令和5年度以後の年度分の課税から適用いたします。

続いて、お配りしました資料について御説明いたします。

令和5年度国保税率改定案での影響を、4つのモデルケースごとに、改正前後と増減について比較をしたものになります。ケース①は40歳から64歳の夫婦、とは言いながら、例では60代前半の夫婦としております。ケース2は40歳代の夫婦と子ども2人、ケース3では65歳から74歳、いわゆる前期高齢者の夫婦、それから、ケース4は50歳の独り暮らしで、所得がゼロで7割軽減に該当する場合の、この4つのケースです。あくまでモデルケースであり、所得や世帯構成は様々ありますので、必ずしもこのケースに全ての人が当てはまるばかりではありませんので、目安として見ていただきたいと思います。

本市国保の場合、前期高齢者の人数割合が46%ほどおりますので、この4つのケースの中では③に近い方が一番多いと思われれます。また、④のように7割軽減を受けている世帯は国保の世帯のおよそ4分の1、24%ほどあります。そのほか5割、2割軽減も合わせますと約半数、49%の世帯が何らかの軽減を受けている世帯となりますので、④のケースもそれなりにあると思われれます。逆に②のような子育て世帯ですが、本市国保の18歳以下の子ども数の割合は国保加入者の8%ほど、さらに未就学児となりますと2%弱という状況にはなっております。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 国保の加入者数と前年との増減についてお願いします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

（いつの段階とかというのはありますかの声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 今年度なのか、遡って令和元年度とか。

○中村めぐみ委員 今年度と前年度の比較が欲しかったんですけど、増減、加入者。決算の段階とかだと分かりますか。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） すぐに出なければほかの。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 人数ですけれど、決算ということですので、令和4年の3月末、令和4年度当初で被保険者数は1万2,031人です。その1年前が1万2,433人です

ので、400人ぐらい減っているという状況になります。で、今現在が、ごめんなさい、記憶で申し訳ないんですけど、1万2,000人は切っております。一番最新で1万1,500人ぐらいの前後だったと思いますので、さらにそこから減っている状況です。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 先ほど、軽減の2割、5割、7割の対象者が全体の49%ほどということがあったんですけども、これも前年との増減について、また全体の滞納者数も分かればお願いします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 令和4年、今年度ですね、今年度の基盤安定といいまして、10月末現在から見た4月1日現在の世帯の数でになるんですけども、全体が8,057世帯のうち3,958世帯が軽減を、何らかの軽減を受けている世帯ということで49%ほどということです。で、令和3年度の決算の数字で申し上げますと、全体が8,207世帯のうち、軽減を受けている世帯が3,950世帯、48%強ということですので、軽減世帯、受けている世帯としてはほぼ横ばいという、いつも同じような割合の人が軽減を受けているという形になると思います。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 滞納者数の質問。

○保険医療課長（伊藤克代君） 滞納者数ですね。滞納者数については。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 分からなきゃ、これ、この議案とはちょっと関係ないんで、ほかの。

○保険医療課長（伊藤克代君） 滞納者数については、滞納整理のほうについては債権管理課のほうが対応しておりまして、ちょっとうちのほうでは詳しくは把握しておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 中村委員に申し上げます。この議案と関連した質疑をよろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 7割、5割、2割が全体の49%というのは分かりました。本会議場でちょっと私、聞き漏らしたかも分からないんですけども、7割、5割、2割の軽減措置の

方の割合を教えてくださいなと思います。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 7割軽減の方がおよそ24%になります。それから、5割軽減を受けていらっしゃる世帯の数は13%ぐらい、それから、2割軽減を受けていらっしゃる世帯が12%ぐらいとなります。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 ごめんなさい、私が多分聞き漏らしているかもしれないですけど、高齢者、65歳以上の割合というのは何%ほどでしょうか。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 65歳以上、前期高齢者の人数ということだと思んですけど、国保の中の全体の63%ほどが前期高齢者、65歳以上の方の加入者になります。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今回、モデルケースの資料、ありがとうございました。ここに載っているのと、本会議でも答弁をしていただきましたその中で、一番40代の夫婦で子どもが2人、うち未就学児が1人というところで、増減で2万2,000円ほどなんですけれども、今聞いたように高齢者が63%で、ごめんなさい、聞き漏らしているんですけど、働いていない人とか働けない人とかの割合も多分多いとは思うんですけど、軽減策など何かしていくようなことはないのでしょうか。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 低所得の世帯に対しては、国のほうが定めている、法定のものではございますけど、先ほどから申し上げている軽減ですね、7割軽減、5割軽減、2割軽減という軽減の方法がやられております。

それから、今回の税率を設定するに当たって、本来ですと、標準保険料率と現在の豊明市の保険税率との差の5分の1程度を上げたいという希望があったんですけども、それだともう少し上がってしまうというところがあったので、少しその上げ幅を圧縮して、今

回の税率設定としたということとはございます。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 ちょっと詳しくは本会議で討論しますが、反対の立場で討論をします。

毎年のように増額をしてきていて、その中で軽減対象者とかも増えてきています。で、今も上げ幅を少しというふうにもあったんですけども、国や県に盲従して引上げを続けているので、国保の経営自体が多分苦しいものになっていると思うので、もっと弱者に寄り添う運営を求めていきたいなと思います。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 詳しくは本会議場で討論いたしますが、課税限度額を国基準に引き上げる改正、税率などを引き上げる改正は、値上げとなる世帯には心苦しいですが、国民健康保険制度維持のため賛成といたします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 賛成の立場で討論させていただきます。

皆さんがおっしゃるように、国、県のレベルと合わせていくということは今後必要な、システム的とかいろんなことに必要だと思います。税金ですので、それは必要だというふうに考えております。ただ、大変なところは、豊明市でもまた別個の福祉のほうの関係で、子どもの医療費無料ですとか、そういったところで豊明市としては考えていくべきだろうというふうに考えております。で、賛成。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結します。

議案第15号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 賛成多数であります。よって、議案第15号は賛成多

数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号 豊明市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について理事者の説明を求めます。

塚本こども保育課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） それでは、議案第16号 豊明市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

このたびの改正は、子ども・子育て支援法の一部改正により、条例中において、法の引用部分に変更が生じたため、改正を行うものでございます。

第1条中、第19条第1項第2号を第19条第2号に改めます。

なお、附則といたしましては、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 この子ども・子育て支援法の19条の第2項が削除されることでの改正だと思えるんですけども、これを削除することによって、何か内容が変わることがあるのでしょうか。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 内容については一切変わりません。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第16号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(近藤善人議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第17号 豊明市老人憩いの家条例の一部改正についてと、議案第18号 財産の無償譲渡についてから議案第25号 財産の無償譲渡については、関連がありますので一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(近藤善人議員) 御異議ありませんので、議案第17号から議案第25号までの9議案を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

議案第17号から議案第25号までの9議案について、理事者の説明を求めます。

伊神長寿課長。

○長寿課長(伊神竜一君) それでは、議案第17号 豊明市老人憩いの家条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、老人憩いの家について、地域への譲渡を行うため、一部施設を廃止する必要があるからでございます。

それでは、改正内容を御説明いたします。1枚おめくりください。

第1条では、地域へ譲渡する8つの憩いの家について、都市計画法上、利用の用途を集会所に改めた上で地域へお渡しする必要があることから、施設の位置づけを集会所とする改正を行うものです。

第2条では、地域への施設の譲渡を令和5年4月1日付で行うことから、譲渡する8つの集会所を規定から削除するものです。

なお、附則としまして、この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行となります。

続きまして、議案第18号から25号までの財産の無償譲渡について御説明します。

これらの案を提出いたしますのは、各議案の市内集会所について、地域に無償譲渡をするに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるからであります。それぞれ令和5年4月1日付で認可地縁団体へ無償譲渡をします。

それでは、議案ごとに対象の集会所について御説明いたします。

まず、議案第18号をお願いいたします。敷田集会所です。

無償譲渡する建物の所在地は、豊明市間米町敷田1225番地の3。無償譲渡する建物の概

要です。構造、木造平屋建て。延べ床面積、92.74平方メートル。建築年、昭和50年。無償譲渡の相手方は、豊明市間米町八ツ屋642番地、間米区代表者、青山松季。

続きまして、議案第19号、上高根集会所です。

無償譲渡する建物の所在地は、豊明市沓掛町住吉3番地。無償譲渡する建物の概要、構造、鉄骨造平屋建て。延べ床面積、92.74平方メートル。建築年、昭和51年。無償譲渡の相手方、豊明市沓掛町薬師ヶ根64番地、上高根町内会代表者、古橋三佐男。

続いて、議案第20号です。

無償譲渡する建物の所在地は、豊明市沓掛町宿74番地。無償譲渡する建物の概要、構造、鉄骨造平屋建て。延べ床面積、92.74平方メートル。建築年、昭和54年。無償譲渡の相手方、豊明市沓掛町森浦36番地、宿町内会代表者、近藤義裕。

続きまして、議案第21号です。

無償譲渡する建物の所在地、豊明市沓掛町下高根315番地2。無償譲渡する建物の概要、構造、鉄骨造平屋建て。延べ床面積、92.74平方メートル。建築年、昭和59年。無償譲渡の相手方、豊明市沓掛町下高根314番地1、下高根町内会代表者、神谷 亨。

続きまして、議案第22号です。

無償譲渡する建物の所在地、豊明市間米町峠下62番地。無償譲渡する建物の概要、構造、鉄骨造平屋建て。延べ床面積、92.74平方メートル。建築年、昭和61年。無償譲渡の相手方、豊明市間米町八ツ屋642番地、間米区代表者、青山松季。

続きまして、議案第23号です。

無償譲渡する建物の所在地、豊明市栄町大脇5番地。無償譲渡する建物の概要、構造、鉄骨造平屋建て。延べ床面積、92.74平方メートル。建築年、昭和63年。無償譲渡の相手方、豊明市栄町大脇83番地、大脇区代表者、鈴木貴裕。

続きまして、議案第24号です。

無償譲渡する建物の所在地、豊明市沓掛町勅使8番地53。無償譲渡する建物の概要、構造、鉄骨造平屋建て。延べ床面積、92.74平方メートル。建築年、平成3年。無償譲渡する相手方、豊明市沓掛町山田14番地8、山田町内会代表者、近藤俊一。

続きまして、議案第25号です。

無償譲渡する建物の所在地、豊明市西川町荒巻2番地3。無償譲渡する建物の概要、構造、鉄骨造平屋建て。延べ床面積、92.74平方メートル。建築年、平成5年。無償譲渡の相手方、豊明市二村台4丁目4番地14、二村台4区代表者、中島正己。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 譲渡の前に改修要望があるところは改修して今回譲渡だと思うんですけども、地域に渡した後、修繕など、市との関わりはどうなっていくのでしょうか。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） 修繕につきましては、基本的に譲渡先の地域のほうで負担していただく形になっております。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今回、老人憩いの家として残り2か所あるんですけど、これはどのような理由で残っているのか、また今後はどうしていくのか、お願いします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） いずれも土地を民間の方からお借りしているところが残った2か所となっております。現状、土地所有者の方から賃借権の譲渡について同意が得られていないという状況にあることから、引き続き建物の所有は市のままで地域の方に使用していただく形で考えております。

いつまでということなのですが、基本的に交渉ということで、相手のあるお話でございますので、いつまでにとお答えするのはちょっと難しいところではございますが、今後、譲渡を受ける地域の方々にとって追加的な負担がないよう配慮しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 ちょっと長くなります。すいません。

老人憩いの家って昭和40年に制定された制度で、それ以降ですから50年代とかに多く建

っているんですけど、もともと地域の老人の方の憩いの場所と。文化的な施設ということですね。レスリングとか卓球とかするところじゃないということで。それで、平米数も495平米、50坪ということで、基準法で500平米を超えると大変なことになるんでそういう、50坪ってなかなかないと思うんですけど。で、原則平屋で、特定された人の利用と。

今回、一般質問で出ていましたけど、譲渡後にいろんな制約をかけるのはおかしいとかいう御意見がありましたけど、これは全く勘違いだと思うんですね。譲渡後に地域の方がいろんなことで利用されるということであれば、例えば不特定な人が入ると。今までは地域の老人が入っているので不特定じゃないんですね。特定されているので、いろんな法的な解釈が緩和されてきたと。今度はそれがなくなるので、不特定、例えば商業的な利用するということになれば、誘導灯とか、消火設備とか、避難の方法とか、訓練とか、そういったものが発生すると思うんですね。だから、市としては譲渡後にそういったことを相談されれば、必ずお答えできる状態になっていると思いますし、都市計画課にもいろいろ基準法に詳しい方、私もるいろいろ相談していますけれど、そういったことで市のほうでアドバイスしていかれるということを私も内々に確認しておりますので、賛成ということで討論を終わります。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第17号について採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号について採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号について採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は全会

一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号について採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(近藤善人議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号について採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(近藤善人議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第22号について採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(近藤善人議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第23号について採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(近藤善人議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第24号について採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(近藤善人議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第25号について採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(近藤善人議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第26号 豊明市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、議案第26号 豊明市国民健康保険条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

それでは、改正内容を御説明いたしますので1枚おめくりください。

今回の改正は、国民健康保険の被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金の支給額を8万円引き上げるもので、第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改めます。これにより産科医療補償制度対象の出産における支給額は、その掛金と合わせて50万円となります。

なお、附則としまして、この条例は令和5年4月1日より施行し、施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については従前の例によります。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今48万8,000円に改めて、何か掛金で50万円という説明があったと思うんですけど、そこをちょっと、もうちょっと詳しくお願いします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 出産育児一時金の、いわゆる本体部分というのがこの今回定めている部分で、それが40万8,000円を48万8,000円になることです。それで、それに、実際の支給のときには、産科医療補償制度の対象の施設で出産した方については、その掛金が1万2,000円あるんですけども、それと合わせて支給をしますので、48万8,000円と1万2,000円で合わせて50万円の支給という形になります。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 条文にある、この3万円を上限として加算されるときというのはどのようなときでしょうか。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） その3万円を上限に加算というのが産科医療補償制度の掛金の部分になりますので、そういった病院施設で出産された場合には、上限が3万円と条例のほうではうたってありますが、規則のほうでは今現在1万2,000円ということでらせていただいております。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第26号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号 令和4年度豊明市一般会計補正予算（第12号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件について理事者の説明を求めます。

近藤課長。

○地域福祉課長（近藤有紀子君） 令和4年度豊明市一般会計補正予算書の地域福祉課所管分につきまして御説明いたします。

歳出の主なものから御説明いたしますので、58、59ページをお開きください。

59ページ上段、上から2段目、3款3項1目 生活保護総務費、生活保護事業の減額につきましては、生活困窮者支援に配置しているポルトガル語通訳者の経験年数によって単価が下がったことによるものです。

続きまして、歳入の御説明をいたします。予算書の30ページ、31ページをお開きください。

下段、雑入、訓練等給付費過年度返還金は、障がい福祉サービス事業所が県から行政処分を受けたことに関連して、2事業所から返還されるものになります。

以上となります。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、保険医療課所管分につきまして御説明をいたします。

歳出から御説明いたしますので、補正予算書50ページ、51ページを御覧ください。

最下段、社会福祉総務費の5 国民健康保険特別会計繰出事業で1億138万2,000円の増額です。

説明欄を御覧ください。

国保税の低所得者軽減などの影響分に対して繰り出す保険基盤安定繰出金の保険税軽減分と保険者支援分、1枚おめくりいただき、最上段、未就学児均等割額保険税繰出金の増額は、本年度の繰り出し額の確定によるものです。

その次、職員給与費等繰出金の減額は、国民健康保険特別会計における総務費の減額分であります。

その次、その他国民健康保険特別会計繰出金1億円の増額は、国民健康保険財政調整基金の財源とするためのものがございます。

同じページ最下段、4目 福祉医療費の1 福祉医療事業において、県交付金が見込まれるため、一般財源からの財源振替を行います。

次のページ、54、55ページをお願いします。

最上段、同じく福祉医療費の2 福祉医療事務事業で2万6,000円の減額は、不用額の減額です。

その下、5目後期高齢者医療費では257万4,000円の減額です。

説明欄を御覧ください。

1つ目の後期高齢者医療広域連合事務費負担金と3つ目の後期高齢者医療保険基盤安定繰出金の減額は、共に本年度の額の確定による不用額の減額です。2つ目の後期高齢者医療事務費繰出金の減額は、後期高齢者医療特別会計における総務費、一般管理費と徴収費の減額分となります。

続きまして、歳入を御説明いたします。16ページ、17ページを御覧ください。

中段、14款1項1目 民生費国庫負担金の上から2つ目、5節 保険基盤安定負担金49万4,000円の増額と、3枚おめくりいただきまして、22、23ページ、上段、15款1項1目 民生費県負担金の6節 保険基盤安定負担金216万9,000円の増額は、共に国保の基盤安定繰出金に対する国、県の負担分の確定によるものです。その下、7節 後期高齢者医療保険基盤安定負担金39万6,000円の減額につきましても、後期高齢者医療保険基盤安定繰出金に対する県負担分の確定によるものとなります。

2枚おめくりいただきまして、26、27ページをお願いします。

15款4項3目 市町村事務移譲交付金で、自立支援医療費支給等事務交付金32万7,000円となります。

以上で保険医療課所管分の説明を終わります。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） それでは、長寿課所管分の補正予算について御説明をします。

歳出から主なものについて御説明をいたします。内容の多くは予算執行見込みによる不用額を減額するものとなっております。

補正予算書の52ページ、53ページをお願いいたします。

3款1項2目 老人福祉費の右ページ、1 老人福祉事業の説明欄2項目め、介護施設等整備補助事業費補助金1億5,292万7,000円の減額は、整備を見込んで予算計上していた施設のうち、グループホーム1施設、特別養護老人ホームの居室改修に係る補助を除き、施設整備を行う事業者がなかったことから、計上しておりました補助額の不用分を減額するものです。

その下、3 老人憩いの家管理事業の1,010万9,000円の減額は、市街化調整区域の老人憩いの家10軒を地域譲渡するに当たって必要となる都市計画法の手續関連費用として計上しておりましたが、申請手續が不要となったことに伴って減額をするものです。

その下、4 老人扶助事業の説明欄下段、老人保護措置費83万円の増額は、措置の対象者が1名増えたことに伴う増額となっております。

その下、10 介護保険特別会計繰出事業は、介護保険特別会計の執行見込みより、一般会計の繰出金を総額で895万8,000円減額するものとなっております。

続いて、歳入を御説明いたします。14、15ページをお願いいたします。

下の表、12款1項1目 民生費負担金、右ページ、1 老人福祉費負担金、説明欄、老人保護措置費負担金7万円の増は、歳出で御説明いたしました新たな措置対象者の方の負担分となっております。

続いて、22、23ページをお願いいたします。

下の表、一番上、15款2項2目 民生費県補助金、右の説明欄、介護施設等整備事業費補助金1億5,292万7,000円の減額は、歳出で説明をいたしました介護施設整備に係る補助金の減額により、財源となる県の補助金を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 松村子育て支援課長。

○子育て支援課長（松村清子君） それでは、子育て支援課所管分につきまして、歳出よ

り御説明をいたします。

補正予算書の54、55ページを御覧ください。

3款2項1目 児童福祉総務費、2 児童館等管理運営事業4万5,000円の増額です。

説明欄を御覧ください。

備品購入費4万5,000円は、児童館で役立てることを目的に市民の方から寄附を頂きましたので、遊具を購入するため増額するものでございます。

その下、3 児童福祉事務事業4,498万8,000円の減額です。

説明欄を御覧ください。

主なものを御説明いたします。最下段、子育て世帯生活支援特別給付金は、低所得の子育て世帯への国の給付金445万円、その上の電算関係委託料33万円は、この給付金支給に係る事務費を執行の見込みにより減額するものです。

続いて、1枚おめくりいただき、56、57ページの説明欄を御覧ください。

主なものとしまして、上段から、ひとり親家庭自転車駐車場利用料補助金82万円、その下、出産育児給付金は今年度出産された方への市独自の給付金となりますが、350万円、児童手当費1,700万円、児童扶養手当費1,600万円、母子自立支援給付金100万円、これら全て執行の見込みにより減額するものでございます。

続きまして、58、59ページを御覧ください。

4款1項2目 母子保健費、1 母子保健活動事業1,444万8,000円の減額です。

説明欄を御覧ください。

主なものは、一番下にあります電算関係委託料130万円、続いて、1枚おめくりいただき、60、61ページの説明欄、乳児及び妊婦健診委託料750万円、不妊検査及び不妊治療費等助成金185万円、こちらも執行の見込みにより減額するものでございます。

その下、2 子育て予防接種事業1億4,377万6,000円は、主に子宮頸がんワクチンの接種に関する予防接種委託料の執行見込みにより減額するものでございます。

続いて、歳入について説明させていただきます。16ページ、17ページを御覧ください。

14款1項1目 民生費国庫負担金、2 児童福祉費負担金1,710万4,000円の減額です。これは、先ほど歳出で御説明しました児童扶養手当費、児童手当費を減額したためです。

18、19ページを御覧ください。

14款2項2目 民生費国庫補助金、3 児童福祉費補助金は539万円の減額です。

説明欄を御覧ください。

母子自立支援事業補助金、子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金、及び同じくその下の事業費補助金は、先ほど歳出で説明いたしました母子自立支援給付金、子育て世帯

生活支援特別給付金、電算関係委託料を減額したためのものでございます。

22ページ、23ページを御覧ください。

15款1項1目 民生費県負担金、3 児童福祉費負担金254万8,000円の減額は、歳出で説明いたしました児童手当費を減額したためのものでございます。

続きまして、26ページ、27ページを御覧ください。

17款1項1目 一般寄附金、1 一般寄附金、1 ページおめくりいただきまして、説明欄の最上段、児童福祉費寄附金53万2,000円は、市民の方や事業所から御寄附を頂いたもので、寄附の目的に合わせて使わせていただきます。

その下の18款1項4目、1 福祉基金繰入金1億6,100万円減額のうち1億4,200万円は、歳出で御説明しました子宮頸がんワクチン接種事業の減額によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 塚本こども保育課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） それでは、こども保育課所管分につきまして御説明いたします。

初めに、歳出から説明をいたしますので、56ページ、57ページを御覧ください。

3款2項2目 保育園費、2 保育事業は7,018万2,000円の減額です。

主なものを説明させていただきます。

57ページ下段、2 保育事業の説明欄を御覧ください。

8行目、民間保育所等運営費補助金262万5,000円の減額、及びその下、1項目飛びまして、施設型・地域型保育給付費5,000万円の減額は、執行見込みに合わせて減額させていただくものです。一番下の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金156万2,000円の減額は、市内の民間保育園、こども園、地域型保育所等の11か所の保育士等の処遇改善で、4月から9月までの半年分の支払いが終わりますので、不用額を減額するものです。

続きまして、歳入を説明させていただきます。14、15ページをお願いいたします。

下段、12款1項1目3節 保育園費負担金200万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の陽性等により、保育園等を欠席していただいた場合の保育料の返還分を減額いたしました。

30ページ、31ページの20款5項3目2節 保育園給食費徴収金50万円の減額も、同様に給食費の返還分を減額したものでございます。

ページお戻りいただきまして、20ページ、21ページ、下段をお願いいたします。

14款4項2目2節 保育園費交付金、説明欄、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金156万2,000円の減額は、歳出で御説明いたしました保育士・幼稚園教諭等処遇改善

臨時特例事業費補助金に対して交付されるものとなりますので、同額を減額したものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 川原健康推進課長。

○健康推進課長（川原静恵君） それでは、健康推進課所管分につきまして、歳出より御説明いたします。

補正予算書の60、61ページを御覧ください。

4款1項3目、1 健康推進活動事業30万円の減額、及びその下、2 成人予防接種事業491万4,000円の減額です。

説明欄を御覧ください。

いずれも執行見込みにより減額するものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。18、19ページを御覧ください。

14款2項3目、1 衛生費補助金167万8,000円の減額です。

説明欄を御覧ください。

先ほど歳出で御説明いたしました風しん抗体検査事業費の減額に伴い減額しております。

続きまして、26、27ページを御覧ください。

17款1項1目、1 一般寄附金、説明欄の2段目、衛生費寄附金6,050万円は、市内の方、日本中央競馬会様より、新型コロナウイルス対策のために頂いたものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ここで、会議の途中でありますが、10分間休憩いたします。

午前 11時 2分休憩

午前 11時 12分再開

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

理事者の説明は終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 53ページの社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出事業のその他国民健康保険特別会計繰出金1億円についてなんですけれども、この補正全体で各基金へ

の積立額がかなり多くなってきているんですけれども、国保の経営が、先ほどもあれですけど、市民の負担が増になってきたりとか、経営が苦しくなっているのに、なぜもっと繰り出しをしていかないのでしょうか。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 今回、取りあえず1億円を繰り出していただいて、国保のほうで基金の積立てをしたいと思っています。これで終わりということでは決してなくて、今後も状況を見て、またその都度、基金に積むために繰り出しをお願いしたいと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 57ページの保育園費の保育人件費の1,300万円減の理由について、お願いします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 人件費につきましては、予算作成時の仮定の人数に対しての増減や育児休業、部分休業の取得、または人についてくる手当や役職などの属人的な要因となり、減額となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 同じ57ページの一番下、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善なんですけれども、これは全体で幾ら見込んでいて、実績についてお願いします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 総事業費につきましては1,554万円程度になります。こちらのほうが総事業費となります。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 これについて、短時間勤務の方など漏れなく支給されているのか等を

調査などというのはしているのでしょうか。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 実績報告をいただいておりますので、確認をいたしております。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 61ページの母子保健費の子育て予防接種事業の予防接種委託料の1億4,200万円減で、主に子宮頸がんということだったんですけれども、子宮頸がんについて、幾ら見込んでいて、実績についてお願いします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） HPVワクチン、子宮頸がんワクチンの当初予算での接種見込みからする予算額としましては1億5,800万円を見込んでおりました。で、実績見込みとしましては1,600万円となります。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 この子宮頸がんなんですけれども、かなり今回減額されているんですけれども、どのようにPRをして、リスクなどの説明はどのようにしてきていたのでしょうか。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 周知につきましては広報、令和4年の4月号で載せましたのと、あとホームページで周知を図ってまいりました。また、中学1年生から高校1年生相当の年齢の女子の方には、郵送ですとか学校を通じて5月に個人通知を行いまして、キャッチアップの対象者につきましては6月下旬に個人通知を実施しております。それで、接種のリスクというもの、副反応などにつきましては厚生労働省がリーフレットを出しております、そこで詳しく書かれておりますので、そのリーフレットの概要版も同封してお知らせをしております。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 同じ61ページの成人予防接種事業の風しん抗体検査・予防接種委託料458万6,000円の減で、この風疹に関しては全体で幾ら見込んでいて、実績についてお願いします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

川原課長。

○健康推進課長（川原静恵君） 全体では抗体検査のほうは1,000人ほど、予防接種については200人ほどを見込んでおりました。総額としましては805万3,000円です。今回ですと500人程度と、抗体の検査、接種については80人程度を見込んでおります。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 61ページの子宮頸がんワクチンのことで、関連で質問します。

対象者って小6から高1相当でよかったんですかね。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 定期接種の対象者は委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 5学年ということで、1学年が大体600人前後なので、半分以上が女性とすると1,500人ぐらいが対象になるのかな。で、接種率が低い原因とかは、それはもう分からない、実際は分からないと思うんですけど、副作用とか副反応のいろんなデマもありますし。これ、学校でも、こういう制度については対象者に説明したりはしているんですか。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 公立の中学校に通っていらっしゃるお子さんにつきましては、学校を通じて今回の個人通知もお願いしておりますので、そういう状況でございますという答弁でよろしいですか。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 そのときにデメリット、いわゆるこういうことも考えられますよということ、それも含めて周知されるんですね。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 厚生労働省のリーフレットをその方々にももちろん添付しておりますので、周知しております。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 反対の立場で討論いたします。

国保特別会計の繰出金について、本会議の答弁でもありましたが、赤字繰入れにならなくて、県などの補助金への影響もないという回答もありました。それで、今回各基金への積立てに多く金額が充てられているのもあるし、国保の特別会計の運営を考えていくのであれば、状況を見てということだったんですけれども、もう少し軽減策などというところで、繰出金の増額がもっとできるのではというところで反対といたします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 補正予算（第12号）、賛成の立場で討論します。

いずれも必要であるということで、いろんな多少の犠牲というか、リスクというのは当然あるわけですよ、何をやるにしてもね。ただ、これ、必要だということで、詳しくはまた本会議場で会派長が多分討論すると思いますけど、賛成といたします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第29号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 賛成多数であります。よって、議案第29号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号 令和4年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、議案第30号 令和4年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,168万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億3,307万2,000円とするものでございます。

では、歳出から説明をいたしますので、8ページ、9ページを御覧ください。

1款 総務費では、年度末までの執行見込みにより不用額を減額いたします。1項 総務管理費で78万8,000円、2項 徴税費で138万円の減額でございます。

1枚おめくりいただきまして、10ページ、11ページをお願いします。

上段の表、2款1項1目 一般被保険者療養給付費において、県支出金から一般財源へ財源振替を行います。令和3年度普通交付金の精算によるものでございます。

中段の3款1項 医療給付費納付金におきましては、県交付金の増額見込みにより、繰入金から県支出金へ財源振替を行うものでございます。

下段の2項 後期高齢者支援金等納付金、及び次ページ上段、3項 介護納付金分納付金もその他の特定財源内での財源振替を行っております。

4款 保健事業費では、1項1目 特定健康診査等事業費において216万円を減額します。執行見込みによる不用額分の減額でございます。

下段の5款1項1目 国民健康保険財政調整基金費では、1億6,601万1,000円を増額し基金に積み立てます。今回の補正予算をお認めいただきまして、積立て後の基金残高は2億3,301万7,464円となります。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、4ページ、5ページにお戻りください。

上段、3款 県支出金、1項1目 保険給付費等交付金です。1節 普通交付金は1,042万6,000円の減額で、令和3年度普通交付金の精算分が令和4年度分の交付額で相殺されるものです。2節 特別交付金2,141万2,000円を増額は、県繰入金（2号分）と特定健康診査等負担金の交付額の増見込みによるものです。

下段、5款1項1目 一般会計繰入金です。1節 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）で256万2,000円を増額、2節 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）で95万8,000円を増額は、本年度の繰入額の確定によるものです。

1枚おめくりいただき、6ページ、7ページをお願いします。

同じく、一般会計繰入金の3節 未就学児均等割保険税繰入金で3万円の増額も繰入額

の確定によるものです。4節 職員給与費等繰入金216万8,000円の減額は、歳出で説明いたしました総務費の減額に伴うものでございます。7節 その他一般会計繰入金の1億円の増額は、今後の国保税激変緩和に活用するため、国民健康保険財政調整基金に積み立てさせていただくものでございます。

その下、6款 繰越金4,931万円の増額は、前年度からの繰越金を予算化するものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 7ページのその他繰入金の1億円なんですけれども、本会議質疑でも回答していただいたんですけれども、なぜこの繰出金が1億円になったのかについて、もう一度ちょっと詳しく説明をお願いします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） この委員会ではなくて、次の委員会になると思うんですけど、令和5年度の当初予算のほうで、実は5年度で既に取り崩して使う予定のものが9,800万円ほど計上させていただいております。積んだ中からそれだけを来年度使ってしまうので、それを補填するという意味で、今回1億円の増額をお願いいたしております。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 反対の立場で討論をします。

さっき補正でもしましたが、国保特別会計の繰出金について、本会議の答弁でもあったとおり、繰り返しになりますが、赤字繰入れにならなくて、県などの補助金への影響もない、国保の運営を将来的に考えていくのであれば、今からでも少しずつ増額をすべきと考えるので反対といたします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 補正予算（第3号）、賛成の立場で討論します。

繰り出し等含めて、必要であるからこうやって予算、計上されてみえるということなので、詳しくは本会議場で会派長が討論されると思います。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第30号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 賛成多数であります。よって、議案第30号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第32号 令和4年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案件について理事者の説明を求めます。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） それでは、議案第32号 令和4年度豊明市介護保険特別会計補正予算書（第2号）について御説明いたします。

1 ページ目をお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,738万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億370万2,000円とするものです。

それでは、歳出の主なものから説明いたしますので、6、7ページをお開きください。

上段、1款1項 一般管理費720万5,000円の減額は、電算関係委託料等の執行見込みから不用額を減額するものです。

下の表、1款3項1目 介護認定審査会費80万円の減額は、認定審査会の委員報酬について、執行見込みから不用額を減額するものです。その下段、2目 認定調査等費95万3,000円の減額は、要介護認定調査業務に係る報酬等について、執行見込みから減額するものです。

次ページ、8、9ページをお願いいたします。

5款1項 基金積立金は、給付等の執行見込みより1億8,634万円を増額して、基金を積み増すものでございます。

続いて、歳入について、主なものを御説明いたします。4、5ページをお願いいたしま

す。

中段、7款1項 その他一般会計繰入金895万8,000円の減額は、歳出の1款 総務費の減額に伴うものでございます。

最下段、8款1項 繰越金1億8,581万8,000円の増額は、令和3年度からの繰越額を計上したものとなっております。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 7ページの1款3項1目の介護認定審査会委員報酬の80万円減と、その下の要介護認定調査業務のこの50万円減について、これはもともと幾ら見込んでいたものだったのでしょうか。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） まず、介護認定審査会費のほうなんですけど、85回分で1回10万円を見込んでおりますので、全部で850万円分が審査会の費用となっております。

それから、認定調査員、要介護認定のにつきましては、すいません、ちょっと後ほどでよろしいでしょうか。今ちょっと手元に、すぐ出ない。報酬が、失礼いたしました、ですので1,526万3,000円となります。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 今の答弁でよろしいでしょうか、中村委員。

ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 先ほどの1,500というのが要介護認定調査業務の当初の予算。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） そのとおりでございます。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかに。

中村委員。

○中村めぐみ委員 介護認定者というのが増えてきているんじゃないかなと思うので、増加をしていくのかなと思っていたんですけども、今回補正減ということだったんですけど、ここら辺の理由についてお願いします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） 件数自体は増加をしておりますが、増加を見込んで、当然調査員等も増加を見込んで予算を組んでおりますので、フルまで行かなかったのも、その不用分を減らしたということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 9ページになるのかなと思うんですけど、今回、繰越金が丸々積立金のほうに上がってきているかなと思うんですけども、これは収入が安定して運営をしているのかなと思うんですけども、市内のほうで十分なサービスが受けられているのでしょうか。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） 今回の繰越金ですが、まず、1号補正で若干、9,681万2,000円は既に歳入として計上しておりますので、その分を引いた分を今回計上するという形になっております。

それから、これに関しては必要な歳出を十分賄った上で、その残りを繰越しということでございますので、十分これで賄っていけるというふうに考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 反対の立場で討論をいたします。

積立額が増加をし続けていると思うんですけども、やはり保険料が高過ぎるのかなというふうに考えております。何らかの形で被保険者の負担軽減を検討すべきではないかと思えます。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 賛成の立場で討論します。

補正予算（第2号）ということで、保険料率等の金額については、ファンダメンタルなところを触りようがないところを、そこを私たちが議員として追及するというのは不適切だと、私は個人的に考えております。詳しくはうちの会派の幹事長が多分議会で討論すると思います。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 賛成の立場で討論いたします。

介護保険の仕組みを知っていると、この積み増しというのは絶対に必要なものだというふうに思っておりますので、なくなつては、不足しては困りますので、ぜひこのまま積み立てていただきたいというふうに思います。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第32号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 賛成多数であります。よって、議案第32号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第33号 令和4年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件について理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、議案第33号 令和4年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,369万円とするものでございます。

歳出から御説明をいたします。6ページ、7ページを御覧ください。

1款 総務費、1項1目 一般管理費で142万円の減額、2項1目 徴収費で15万円の減額、3項1目 保健費で27万3,000円の減額です。いずれも年度末までの執行見込みにより不用額を減額するものでございます。

1枚おめくりいただき、8ページ、9ページをお願いします。

2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金で343万3,000円を増額いたします。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、4ページ、5ページを御覧ください。

2款 繰入金、1項1目 事務費繰入金で157万円の減額は、歳出で説明いたしました総務費の一般管理費と徴収費の減額に伴うものでございます。その下、2目 保険基盤安定繰入金52万8,000円の減額につきましては、本年度の繰入額の確定によるものとなります。

3款 繰越金396万1,000円の増額は、前年度からの繰越金を予算化するものでございます。

4款 諸収入、3項1目 受託事業収入27万3,000円の減額は、歳出の総務費、保健費の減額に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 9ページの後期高齢者医療広域連合負担金343万3,000円、たしか令和4年の10月から1割負担が2割負担になって、収入は増えているのかなと思っていたんですが、今回なぜ負担金が増なのでしょう。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） この後期高齢者医療広域連合納付金というのは、市が後期高齢者の方から集めた保険料を広域連合のほうに納めるというものになります。今回増額させていただいた分は去年からの繰越金の部分がほとんどで、去年、令和3年度に徴収したけれども、広域連合のほうに納付できていなかった分なので、それを今年度ここに計上させていただいたという形になります。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 後期高齢者医療は値上げをされていたと思うんですけど、確認なんですけど、値上げっていつからしていたのでしょうか。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 保険料の改正のことだと思うんですけども、2年ごとに

見直しをされます。直近は令和4年度に見直されております。4年度、5年度で同じ保険料率という形になります。

以上です。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 反対の立場で討論します。

後期高齢に関しては以前からずっと言っていると思うので、国保同様、国、県の意向に沿って、被保険者の状況に関わりなく負担増になっていくのが容認できないということで、今回も反対といたします。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 賛成の立場で討論します。

いずれも執行残、不用額の積み重ねと単純な計算式による連合への負担金というところで、これ、プラスマイナスどうしようもないところでありますので、詳しくは議場で幹事長が討論します。

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第33号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） 賛成多数であります。よって、議案第33号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（近藤善人議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

長時間にわたり、御審査、御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午前 1 1 時 4 2 分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

健康福祉委員会

委員長